

I.平成 25 年度事業計画(案)について

平成 15 年に立ち上げた「経営トップ合同会議」の活動は 10 年目を迎えた。アパレル、商社(コンバーター含む)、テキスタイル(産地・産元含む)各社の経営トップが「取り決めたことを自らの責任で決断し実行すること。約束したことは守ること」をルールとした会議体である「経営トップ合同会議」は 24 社の企業が趣旨に賛同しスタートしたが、現在、この取り組みに参加する企業は 64 社にのぼり、当協議会の事業活動の基軸となっている。

ここでは、今日に至るまで様々な課題についての具体策を検討し実行してきた。設置当時は業界にまたがる SCM 構築の障壁となっていた数々の諸問題があったが、取引慣行の整備をすることを最優先課題として取り組み、下請法の遵守も含め基本契約書の締結を踏まえた企業間取引が定着してきた。現在は、SCM 構築に必要とされる生産供給の「情報の共有化」(以下 「情報の共有化」)に取り組んでいる。

平成 25 年度事業は、生産供給に関わる適正化を目指した構造改革の推進を第一に掲げ、「適正な取引」の実施や「情報の共有化」事業の推進に取り組んでいく。

「適正な取引」では、長い間不公平な取引慣行である「歩引き」の廃止と「金利引き」取引の適切な運用等を進めることであり、「情報の共有化」事業では、国内企業間や海外企業との非競争領域、すなわち、受発注業務に関する「情報の共有化」の具体策を取り決め、繊維ファッション産業界の全体最適を目指した SCM 構築の取り組みに向けて、普及啓発活動の継続および諸課題について TA プロジェクトの活動を積極的に押し進めていく。

II.事業活動について

1.生産供給に関わる適正化を目指した構造改革の推進

！平成 15 年に立ち上げた「経営トップ合同会議」は生産供給に関する適正化を目指し、構造改革を推進する活動を行ってきから 10 年が経過した。この間、取決めた多くの具体策について適切に実行するなど繊維ファッション産業界の適正化に尽力を重ねてきた。現在、64 社の企業が参加しているが、設立の趣旨に賛同する新たな企業への参加要請を積極的に行い、実行の輪を広げることが、結果的にはこの業界の全体最適に繋がるものと考えているところである。

！平成 25 年度は、「取引の適正化」事業の推進と「情報の共有化」具体策の策定と実施に向けた活動を推進していく。

(1)「ガイドライン」の普及啓発活動の推進

1)聴き取り調査の実施

①調査実施時期:平成 25 年 5 月～7 月

②調査目的:・「ガイドライン」の実践、進捗状況の実態調査

・取引に係わる新たな課題の把握

・「歩引き」の実態調査

・「金利引き」取引の適正状況の実態調査

・「統一伝票」の普及状況

・その他

③調査対象企業:経営トップ合同会議参加企業(64 社)

(2)「情報の共有化」事業の推進

平成 24 年度では国内企業間における「情報の共有化」について検討を進めたが、多くの企業は国内市場だけでなく、海外市場への進出、海外企業との取組み等を視野に事業展開を進めている。このようなことから「情報の共有化」に関する議論は「取引ガイドライン」で取り決めた範囲内で、国内企業間および海外企業とのビジネスでも使用できる「情報の共有化」について検討を進めてきた。

TAプロジェクトでは、業務系の非競争領域での「情報の共有化」について検討を重ねたが、総論で異論はないものの各論では各社の事情があり、具体策の検討までには至らなかった。

この「情報の共有化」の検討については、業界全体でも様々な取組みを行なってきたが、各論のところでは各社の事情が生じ全体最適な形で進んではない。TA プロジェクトでは、今迄進めてきた分科会での議論を踏まえ、各論で賛成できなかった非競争領域での具体的課題は何か、そして、解決できる具体策は何かということを議論することが解決への道につながると考えるところである。

これを踏まえ、TA プロジェクトでは以下についての議論を進め、「情報の共有化」事業の推進を行っていく。

1)「情報の共有化」に向けた具体的課題の整理と解決策の検討

各論では賛成できなかった具体的課題の整理と解決可能な具体策の検討を行う

グローバル・ビジネスを進めている国内企業、特に、商社の「情報の共有化」の実情や展開しているビジネスシステムの概要整理をする

2)「取引ガイドライン」で取り決めた「情報共有項目」の再検討

取り決めた「情報共有項目」について、修正や付加する項目等や、今後のビジネス環境を踏まえた国際標準との差異の確認と項目の検討を行う

3)「取引ガイドライン」で取り決めた発注書に記載する項目や業務フローの再検討と国際標準との比較検討

Ⅲ.委員会活動について

平成 24 年度から総務委員会と SCM 推進委員会を廃止し、新たに事業計画や SCM 推進に関わる事業等の活動を推し進めるために「事業運営委員会」を設置した。平成 25 年度は「事業運営委員会」と「取引改革委員会」の二つに集約し、其々の機能と役割を明確にした上で活動を行う。

1.事業運営委員会活動

(1)平成 25 年度事業計画の実施状況の確認及び次年度事業計画の検討

事業計画の実施状況の確認をすることで、現状の活動における問題点等の修正を機敏に行い構造改革の推進につなげることが重要である。また、このような活動経過を踏まえ、次年度の事業計画案の検討を行う

(2) 広報活動の実施

ホームページやメルマガ配信による広報活動の実施

(3) 各種セミナーの開催

「経営トップセミナー」「法律相談セミナー」「事例研究セミナー」の開催

(4) 「情報の共有化」事業の推進

TA プロジェクトとの連動を図りながら、生産供給に関する各段階の取引における課題の抽出、整理を行い事業の推進を行う。また、他団体等の情報化事業の把握及び関連する事業の連携や繊維産業 EDI 標準メッセージの維持管理業務等を実施する。

2.取引改革委員会活動

(1) 「取引ガイドライン」の普及・啓発活動の実施

- 1) 関連業界団体および産地・産元企業への「取引ガイドライン」説明会の実施
産地・産元の中小企業の不公正取引の改善・改革を推進する。
- 2) 「経営トップ合同会議」の拡充化への取組み
企業規模、業種に関係なく幅広く繊維産業界へ参加の働きかけを行う
- 3) 第 8 回「取引ガイドライン実践・進捗状況」聴き取り調査の実施
取引の適正化を推進する。同時に取引の実情および新たな課題を把握する。

(2) 生産供給に関する適正取引の推進

(不公平・不公正な取引慣行の改善および取引上における課題解決に向けた取組み)

1) 旧態依然の悪しき取引慣行を見直し、改善・改革に向けた啓発活動を行う

- ① 「歩引き取引」の全廃、および「金利引き取引」の適正化¹に取り組む
- ② 支払条件の適正化に取り組む
(現金支払化の推進、手形サ仆の短縮化²、および期日キャッシュ支払期日の改善に取り組む)
- ③ 引き取り期限の適正化に取り組む
(発注書に発注先が合意した引き取り期限を明記する)

2) 行政等関係機関と連携し取引の適正化を進める

(経産省、中小機構、各関係団体等と情報を共有し、連携を強化する)

3) 「取引相談室」を業界全体に周知し、不公正取引の削減に向けた取組みを行う (同じ目線で身近な相談相手になる)

¹ サプライヤーに決済条件の選択肢を有し、短期プライムレートを適正に適用する

² 下請法が適用されない取引における受取手形のサ仆基準を90日とする取組み

IV. 平成 25 年度組織体制(案)

